

墓地 経営許可の 基準等	墓地の経営を申請できる者	地方公共団体	条例第 10 条第 1 項第 1 号
		宗教法人で宗教法人法の規定により登記された主たる事務所を 5 年以上市内に有するもの	
		墓地の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人	
	墓地の設置場所の基準	墓地を經營しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る）であること。	条例第 10 条第 1 項第 4 号
		墓地の經營許可を受けようとする新設区域の面積が 2,000 m ² 以上の場合は、新設区域の境界線から住宅、学校、公園、保育所、病院、診療所、老人ホーム、介護老人保健施設等の敷地との水平距離が 50m 以上ある土地であること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 墓地の項第 1 号
		埋葬を行う墓地は、河川から 20m 以上離れていること及び飲用水を汚染するおそれのない土地であること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 墓地の項第 2 号
		新設区域は、幅員が 6m（墓地の区域が 1ha 以上の場合は 9m）以上の道路（袋状のものを除く）に面していること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 墓地の項第 3 号
		宗教法人が經營する墓地にあっては、主たる事務所が存する宗教法人法第 3 条第 2 号に規定する土地（同条に規定する境内建物のうち教義を広め儀式行事を行う施設が存するものに限る。）又はこれに隣接する土地であること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 墓地の項第 4 号
	墓地の構造基準	緑地の面積は、墓地の総面積の 20% 以上の面積を設けるよう努めること。	条例第 8 条第 1 項 規則第 7 条第 2 項
		駐車場の台数は、墳墓の区画数の 5% 以上の駐車できる台数を設けるよう努めること。	条例第 8 条第 2 項 規則第 7 条第 3 項
墓地の境界に接し、次の新設区域の面積に応じて、新設区域の境界の内側に緑地を設け、かつ、隣地の境界に墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。 ・ 1,000 m ² 未満の場合は、1.5m 以上 ・ 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の場合は、2m 以上 ・ 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の場合は、3m 以上		条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 1 号	

		・ 3,000 m ² 以上の場合は、5m 以上	
		墓地の出入口には、施錠できる門扉を設けること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 2 号
		墓地内の通路は、アスファルト、コンクリート等堅固な材料で築造し、門扉の内側に設けるものはその幅員が 1.5m 以上とし、門扉の外側に設けるものは墓地の区域が 1ha 未満の場合は幅員 6m 以上、1ha 以上の場合は幅員 9m 以上で自動車の通行に支障のないものであること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 3 号
		雨水及び汚水を適切に排水できること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 4 号
		管理事務所、便所、ごみ集積所、給水設備及び排水設備を設けること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 5 号
		墓地の区域内の土地は、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水の危険性が高い土地その他これらに類する土地は、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 墓地の項第 6 号
	その他	墓地の管理及び埋葬等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるものであること。	条例第 10 条第 1 項第 7 号